

新規住宅建築等調査受付表

協議者 名称
(来庁者) 氏名

電話

新規住宅受付事項	名称					
	所在地	横浜市 区				
	世帯数	世帯	世帯内訳	一戸建て住宅	世帯	(階建 棟)
				共同住宅 <small>ファミリータイプ</small>	世帯 <small>ワンルームタイプ</small>	
	集積場所	m ²	内訳	一戸建て住宅	m ² ×	箇所
				共同住宅	m ² ×	箇所
	入居時期	年 月 日	予定	※入居日の1か月前までに「ごみ集積場所(新設・変更等)申請書」を提出してください。		
	施工期間	年 月 日	～	年 月 日	予定	
	事業所等	<input type="checkbox"/> : 有 ※店舗・事務所等から出るごみは、原則事業系廃棄物となりますので、許可業者と収集契約を交わしてください。 <input type="checkbox"/> : 無				
	設計	名称				連絡先 電話
施主	名称				連絡先 電話	
管理	名称	管理人	<input type="checkbox"/> : 有 <input type="checkbox"/> : 無		連絡先 電話	

1. 添付書類 ※次の図面を各2部ずつ添付してください

1	案内図	付近見取り図等、協議区域を明示すること(1/2,500地形図)
2	土地利用計画図	協議区域内の土地利用計画を表した図面(1/300~1/500)
3	詳細図	ごみ集積場所の構造・仕上げ及び面積を表示した図面(平面図・立面図・面積表)

2. 設置基準

「ごみ集積場所設置基準」に基づき設置すること。

3. その他 確認事項 ※確認後、チェックをしてください

- 近隣住民に対して建築計画を事前に説明し、トラブルの無いようごみ集積場所の位置等についても十分に説明し理解を得ること。
- 私有地を通行する場合については、地権者等から承諾を得ること。
- ダストボックス及び保管庫扉等において、収集時の通常使用における破損等については、横浜市に責任を問わないこと。
- 収集時間は問わないこと。(保管庫から持出しの場合は、各収集曜日の朝8時までに管理者が決められた場所まで持ち出すこと。)
- 古紙古布の回収は、資源集団回収として古紙業者に回収依頼を行うこと。(または地域の資源集団回収に属すること。)
- 引っ越しごみを含む一時多量ごみは、排出者の自己処理及び管理者の責任において処理すること。
- 入居日の1か月前までに、協議済の受付表(添付書類含む)と、「ごみ集積場所(新設・変更等)申請書」(別紙2)を事務所へ持参し、ごみと資源物の収集について申請を行うこと。
- 事前協議内容や設計に変更があった場合は、速やかに再協議を行うこと。
- トラブル防止のため、この協議・確認事項を施主及び管理会社へ必ず引き継ぐこと。
- 完成後のごみ集積場所が、協議内容や提出図面と異なり、ごみと資源物の収集が困難と判断した場合は、収集が行えないことを了承すること。

【その他 協議事項】

受付者	
No.	-
承認日	

ごみ集積場所設置基準 (早見表)

		設置場所		手続・管理体制	
		共通事項	個別事項	共通事項	個別事項
既存市街地		<p>・場所については、近隣住民と調整の上、集積場所の利用者の話し合いにより、居住している範囲内に決定すること。なお、住宅の建築に伴う場合など、居住者が決定していない場合は、近隣住民と調整した上で、決定すること。また、必要に応じて町内会の役員や、本市から委嘱を受けている環境事業推進委員に対しても説明を行うこと。</p> <p>・ガードレールや階段等の著しい段差がなく、収集作業が安全に行える場所であること。</p> <p>・原則、勾配がない場所とする。やむを得ず勾配に面した場所に集積場所を設ける場合は、事務所と協議すること。</p> <p>・見通しの悪い場所を避けた位置であること。</p> <p>・転回広場のない袋路状道路でないこと。</p> <p>・おおむね10～30世帯につき1か所とすること。(共同住宅等を除く)</p>		<p>・集積場所の新設、移動、分散にあたっては、集積場所の利用者の話し合いにより、居住している範囲内に場所を選定すること。ただし、一戸建て住宅の建築の場合及び共同住宅等の場合を除く。</p> <p>・ごみの排出については、近隣住民とのトラブルがないよう十分に協議、調整すること。なお、必要に応じて、協議、調整した内容の報告を書面に事務所へ提出すること。</p> <p>・集積場所の新設、移動、分散、廃止等については、「集積場所の新設、移動、分散、廃止等にあたっては、事務所と事前協議を行うこと。」</p> <p>・集積場所を定期的に移動する場合には、原則として、1年間以上の期間とすること。</p> <p>・利用者が、必要に応じて、カラス等の小動物によるごみの飛散を防止するため、ネット等の対策を講じること。</p> <p>・ごみボックス等を設置する場合は形状等について事前に事務所と協議すること。</p> <p>・清掃やネット、ごみボックス等及び構造物の維持管理については、集積場所の利用者で行うこと。</p>	
一戸建て住宅 <small>都計法施行令第27条 横浜市開発条例第32条</small> <small>※開発行為を伴わない10戸以上の一戸建て住宅の建築の場合についても準用</small>	開発行為を伴わないもの	<p>・集積場所の有効面積は、1戸当たり0.13平方メートル以上とすること。ただし、ポリ容器を使用する場合は、1戸当たり0.25平方メートル以上とすること。</p> <p>・集積場所の形状は、長方形を基本とし、道路に1.5メートル以上接した位置に設置すること。また、間口より奥行きを短くし、奥行きを0.5メートル以上設けること。</p> <p>・雨水、汚水が溜まらない構造とすること。</p> <p>・棚を付けた二段積み構造にしないこと。</p>	<p>・開発行為区域内に集積場所の専用用地を確保すること。</p>	<p>・集積場所を設置する際は、新規住宅建築等調査受付表(別紙3)を事務所へ提出すること。</p> <p>・建築主等は、設計時から竣工時に至るまでの間、適宜、事務所と協議を行うこと。</p> <p>・建築主等は、一戸建て住宅等の建築計画を事前に近隣住民に説明し、集積場所の位置等についても理解を得ること。</p>	<p>・法令及び「開発行為に伴うごみ集積場所に関する手続要綱」に基づく手続を行うこと。</p> <p>・開発事業者の申し出がある場合は、横浜市が寄附(無償譲渡)を受納する。ただしこの場合も、日常の維持管理については、集積場所の利用者で行うこと。</p>
	共同住宅 <small>(マンション、アパートまたは長屋等)</small>	<p>・道路交通法に従い、交差点から5メートル以上離れた、収集車両が収集することができる位置であること等、周辺の交通安全上支障がない場所であること。</p> <p>・集積場所敷地内及び、その前面付近には、障害物(電信柱、掲示板類)がないこと。</p> <p>・本市が収集に支障がないと判断した場所であること。</p>	<p>・収集作業の安全が確保でき、近隣住宅への影響を配慮し、原則として、共同住宅の敷地内に設置すること。なお、10戸未満の場合は、近隣にある既存の集積場所を使うことを原則とする。</p> <p>・1戸当たり有効面積を0.13平方メートル以上とすること。(ごみボックス等設置の場合も含む。)ただし、単身者向け共同住宅については、ごみ排出量を勘案し、1戸当たり0.08平方メートル以上とすること。</p> <p>(ポリ容器を使用する場合は、1戸当たり有効面積を0.25平方メートル以上とすること。)</p> <p>・集積場所の形状は、長方形を基本とし、道路に1.5メートル以上接した位置に設置すること。また、間口より奥行きを短くし、奥行きを0.5メートル以上設けること。</p> <p>・水栓を設置すること。</p> <p>・雨水、汚水が溜まらない構造とすること。</p> <p>・棚を付けた二段積み構造にしないこと。</p> <p>・集積場所に屋根、扉を設置する場合は、次の事項を順守すること。</p> <p>(1)屋根やひさしが取り出し口側に張り出さない場合は、高さを2.0メートル以上とし、張り出す場合は3.0メートル以上とすること。</p> <p>(2)扉をつける場合は、開口部の高さを2.0メートル以上、幅を1.5メートル以上とし、収集に支障がない構造とすること。</p> <p>(3)開口部の幅より奥行きが短い形とすること。</p> <p>(4)構造物内において収集車両が作業をする場合は、開口部の高さ幅を3.0メートル以上とし、十分な換気設備や照明設備を設けること。</p>	<p>・集積場所を定期的に移動する場合には、原則として、1年間以上の期間とすること。</p> <p>・利用者が、必要に応じて、カラス等の小動物によるごみの飛散を防止するため、ネット等の対策を講じること。</p> <p>・ごみボックス等を設置する場合は形状等について事前に事務所と協議すること。</p> <p>・清掃やネット、ごみボックス等及び構造物の維持管理については、集積場所の利用者で行うこと。</p>	<p>・集積場所を設置する際は、新規住宅建築等調査受付表(別紙3)を事務所へ提出すること。</p> <p>・共同住宅の設計時から竣工時に至るまでの間、適宜、事務所と協議を行うこと。</p> <p>・建築主等は、共同住宅の建築計画を事前に近隣住民に説明し、集積場所の位置等についても理解を得ること。</p> <p>・歩道等があり、集積場所に収集車両が直接横付けできない場合には、収集の際に歩行者等の通行に支障がないよう、収集日の当日の朝8時までに道路(歩道上)に持ち出すこと。</p> <p>・集積場所を横浜市に寄附をする場合は、間口が公道に接しており、地下及び地上に掲示板類、上下水道、電信柱、住宅の基礎等の構造物がない形状とすること。</p>

- (1) 10戸未満の一戸建て住宅の建築及び10戸未満の共同住宅の建築については、地域住民の方々と協議・調整を行い、近隣にある既存のごみ集積場所を使用すること。
ただし、既存のごみ集積場所の使用が困難な場合には、上記基準を準用した上で、敷地内等にごみ集積場所を設置することも可とする。
- (2) 中高層集合住宅(概ね200世帯以上)について、原則、コンテナや自動ごみ貯留排出装置を設置せず、集積場所から直接収集できる形状にすること。